

## 拡大窓口交渉報告

### 納得できない!! 研究員・技術員認定状況

7月10日の拡大窓口交渉で、機構は、4月に遡って実施する研究員・技術員の認定状況について労組に説明しました。今回の発令があっても、旧研究手当受給者のうち72人が認定されずに残ります。機構は、残る人たちも経過措置の期限内に認定されるよう指導すると述べていますが、「指導」されてようやく認定されるようであれば、それ自体労働条件の大幅な変更であり、機構が勝手にすすめて許されることではありません。

#### 交渉の主なやり取り

##### < 研究員・技術員認定 >

【機構】 研究員、技術員の認定について、平成18年度の認定結果の状況がまとまったので説明したい。旧原研の部分で18年度の新たな認定者は、研究員28人、技術員35人で合計63人である。63人中新規認定者は42人、旧原研において研究手当を受給し未認定であった者(期限付き研究員、技術員)からの認定は21人である。

期限付きの者は、以前の説明で91人と言ったが、出向等の人も居り正確には93人であった。残り72人については、3月に個人個人フォローしている。所属長を通して指導してもらって、いつ頃推薦ができるか聞いてもらっている。今の経過措置期限が切れるまでに大丈夫なように指導していると聞いている。引き続きフォローしたい。

補足すると、旧原研の研究手当受給者の認定割合は、今回の認定で研究員94%、技術員40%となる。認定、推薦の基準が分かりにくい点については、分野、部門毎のものを秋頃にお示しできるよう準備している。

【労組】 「平成21年度の経過措置期限までに」などと大分先の話にすると、統合前の「大方の人は認定されることになる」を始めとして、今までそちら側が言っていたのと大きなギャップがある。

【機構】 個々人について、論文、学位、資格、業績、技術報告等いろいろあって、短期では難しい。今回認定の21人については、半年間でそれらが出た。残りの人も19年度以降21年度までの認定に向けて指導していきたい。

【労組】 そのような答えでは今までそちらが言ってきた「ほとんどの人」から外れている。我々は、[これから指導を受けて何年もかけてようやく認定されるようになる]などとは考えていなかった。我々は、まさに「ほとんどの人」が短期間で、つまりこの機に認定されるべき物と考えている。

【機構】 当初、もう少しだと思っていたが、具体的審査でこうなった。

【労組】 こうなったで済む話ではない。

【機構】 そういうこともあるので、今期限付きの研究員、技術員ということで旧研手相当額を支給している。

【労組】 だからそれで済む話ではないと言っている。別の見方をすれば、審査を通すために今までと違うことをやらなくてはならないということだ。今までの労働条件を大きく変えることになるからおかしいと言っている。

【機構】 今後、認定されるように指導してもらおう。

【労組】 認定されない理由は何だ。仕事をしていなかったとでも言うのか。全部きちんとした理由があるのか。

【機構】 個別に事情を聞いている。個別に答える訳にはいかないが、全て聞いている。論文を書ける環境にあるのに書いていなかった例もある。

【労組】 研究員の場合、研究系の職員として採用されれば、それだけで認定されていたはずだ。職務につけられた手当である。これは、国家公務員の研究職は行政職とは別々の俸給表を適用していることを考えれば、当然のこと。そちらのやり方は、基準を勝手に変えたことになる。

【機構】 だから、期限付きでフォローしていくと言っている。

【労組】 この数字では不満だ。こちらは、先の統合時の認定のとき、「これでは約束違反だ、少なくとも1年で大方の人を何とかしろ」と言った。その上で、残るものは個別に別途交渉しようと提案した。それが、72人も未認定で残されるなどということでは話にならない。しかも、認定の基準があいまいでよく分からないというこちらの指摘に対しては、もっと具体的にして、そろそろ示してもらえろという話ではなかったか。

【機構】 それは、3月の時に半年後ぐらいにと言った。きちんとしたものにするのは大変だ。今も基準はあるし、それで推薦、審査をやっているが、今のは大枠を決めたもので、職場毎の概念になっていない。全体の網羅的なものだ。1回目の認定は、機構発足時の認定として4月に出した。今回のはもうすぐ出る。各職場でしかるべき人がなっているから見て欲しい。推薦されて残念ながら今回認定されなかった人には、個人に所属長からどういう方向を目指せばいいのかが指導することになっている。何をすればいいか分からないではなく、どういう方向を目指しなさいとか具体的に指導されるはずだ。

【労組】 所属長が推薦してダメだということは、所属長とそちらの基準にズレがあるということか。

【機構】 ボーダーのところは、機構全体の判断ということになる。所属長がピタッと出すのは難しい。

【労組】 所属長の指導というのが、今までと急に違うことを言われるのではないか。何々の資格を取れとか言われるのではないか。現場は、よく分からないでやっている。だから、ある意味で分かりやすい資格の有無だとか、論文、レポートの数だとかに走ってしまう。我々は、そのようなやり方が妥当なのかという議論、問題提起をしている。

【機構】 例えばその資格と関連が深い職場の人にはそういう指導もしているはずだ。現場を無視している訳ではない。機構の基準は必要だ。これから議論して作る。現場の意見も踏まえる。10月に出すものについては、現場とよく打ち合わせて決めている。

【労組】 所属長によっては、面倒だから人事の言いなりで「資格取れ」というような人もいる。

< 機構：今後の認定時期を7月1日に >

【機構】 研究員、技術員の認定制度については、来年度からは7月1日付け認定としたい。今回の分については、18年度分として4月1日付け認定として明日(7月11日)以降本人に通知する。昨年10月に審査を行ったものは、機構発足時の認定ということで、この4月にすでに通知している。

【労組】 これを次年度から7月1日にしたいということか。

【機構】 そうだ。このような内容はすでに2月に提案している内容だ。2月23日の交渉でメモも出し提案している。その後、3月にはさらに詳しい資料も出し提案している。

【労組】 提案されたのはそうかもしれないが、我々はそれも含めたこの問題全体にイエスと言ってはいない。

【労組】 今の話だと、今年度分の認定は4月1日に遡って勝手にやりますということではないか。話し合いの余地はないのか。2月に提案したというが、その後我々と何を話し合ったのか。つい先日、6月期末手当の交渉で、「人事評価制度についてはこれから話し合っていきましょう」と言ったばかりではないか。これでは、そちらの提案の一方的な押し付けでしかないではないか。2月のときに、「認定基準について具体的に分からないし、おかしいところもある」と疑問も出してきた。それに対して、そちらが「職場ごとにもっと具体的な基準を検討して出す」と言ったではないか。今の話でもそれは10月になるということではないか。それなのに、今日の話のように何で4月1日に遡って実施などということができるのか。我々は元々この問題は、旧原研の研究手当受給者から統合に伴って手当を剥奪する大問題だと言ってきた。

【機構】 3月には、18年度の推薦を始めさせてもらうと言っていた。

【労組】 労働条件の重大な不利益変更を、労使の話し合いも合意もなしに勝手にやるなど言っているのだ。

【機構】 だから21年度まで期限付きで認定するなど、努力をしている。

【労組】 認定の数が少なすぎる。時間が何年もかかるようでは、労働条件の大幅な不利益変更だ。こちらは、一応そちらの言い分も聞いて待っていた。それで何故、今度の認定がわずか21人で、72人も残されるのか。21人だって論文を書いたとか、資格を取ったとか、そちらが勝手に決めた新たな基準でやっているではないか。

認定の条件となる資格があるなら、職場ごとに具体的に出せ。旧原研では、資格によって研手の支給を決めていた訳ではない。本来労使間で話し合って決めるべきものを、こんな勝手は許されない。これでは、統合前の交渉で旧原研の人事部長が言った「大方の人は認定されることになる」という話のところに戻って話し合いをやり直すしかない。

【機構】 制度はいろいろ議論してきた。

【労組】 議論してきても、具体的な職場毎の基準だって10月にならないと出てこない、そちらが言っているではないか。それで何で勝手にやれるのか。

【機構】 それはさらに細部の基準ということで、大本の基準はすでに決めて提案している。

【労組】 それだって勝手に決めているではないか。「旧原研の研手受給者が包含される」というから待っていたのに、21人だけとは何事だ。旧原研の今までの研手支給は間違いだったというのか。

【機構】 技術員というのは、新しい考えの制度だ。

【労組】 我々は、旧原研の研手受給者の件について話をしている。話のすり替えはダメだ。

【労組】 経営レベルで考え直してきて欲しい。このままでは、我々だって解決のためにできることがないか、あらゆる手段を考えなくてはならなくなる。ともかく、未認定者が72人というのは多すぎる。これではとても納得できない。

【機構】 そうは考えていない。経過措置期間がある。

【労組】 大幅な労働条件の不利益変更だ。そんな重大な問題を、あたかもタイマーをセットしてそれが切れるまでに何とかすると言わんばかりに問題をすり替えている。そちらの、「期限内に何とかするよう努力する」というのは、新しい基準、制度は勝手に入れさせてもらうということだ。それは、労働者に不利益をもたらす勝手な制度変更だ。

【機構】 なるべく業績の高い人を認定したい。何も業績の出てない人を認定するとバランスが崩れる。

【労組】 それは、旧原研でも同じだったはずだ。旧原研で「研手受給者の業績のバランスが取れていないから問題」などという話は聞いたことがない。新しい制度にするなら、その内容を具体的に示せ。旧原研での研究手当支給の基準は、ある意味で明確だった。全く問題無しとは言わないが、少なくとも業績のバランスなどという話は聞いたことがない。それが、機構になってのそちらの提案は、明らかに変わっている。我々が、手当支給対象となる人を職場、職種やその職場で働いている人で具体的にイメージできるように示せ。それはそれで我々はきちんと話し合うつもりだ。

【機構】 それはこれまでちゃんと出てきた。

【労組】 訳が分からないものを出してきて、追及すると「待ってくれ、待ってくれ」で結果だけ先行する。この間の6月期末手当の評価についても、提案を押し付けるだけで、全く納得できる説明をしていない。

- - - - 中略 - - - -

【労組】 所属長は、認定されなければ大幅な労働条件の不利益変更で労使間の問題になるという認識はない。

【機構】 所属長は知っている。

【労組】 もし訴えられたらどうする。

【機構】 だから期限内に何とか・・・。

【労組】 元々期限などない話だ。本来なら、統合のときに労働条件の変更無しで決着しているべき話だ。旧原研の研手受給者の未認定問題は、そちらのやり方を押し付けるのであれば、もはや話し合いのレベルではない。経営レベルできちんと考え直すべきだ。きちんと労組の要求や主張に応えるよう強く要求する。

-----表彰制度について-----

【機構】 かねてより検討してきた、機構の定例表彰の制度について成案を得たので説明したい。旧原研の同様制度と大きな違いはないが、若干変更がある。本案は最終的なものではないので若干変更があり得るということを知りて欲しい。時期は、10月の創立記念日付近を予定している。副賞については検討中である。あまり時間がないこともあり、今年度の表彰については案件の推薦等の手続きに入りたいと考えている。

【労組】 持ち帰って検討する。

( 表彰制度提案の中身は、別途組合内部情報でお知らせします。)